

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和2年5月18日

” 緊急事態宣言が秋田県で解除 ”

国では、5月14日（木）に秋田県における緊急事態宣言を解除しました。

これを受け、秋田県では緊急事態措置を解除し、村でも自粛要請を解除しますが、今後、第2波がくることが予想されるほか、まだまだ感染する可能性がありますので、引き続き、「感染防止対策の徹底」「県外往来の自粛」などへのご協力をお願いいたします。

◆引き続き5月31日までご協力いただくこと

○不要不急の県外への移動自粛と県外からの移動自粛

やむをえない場合は、2週間位は外出を控え、人との接触を最小限にしましょう。

○「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

集団感染の原因となり得る場所を避け、感染につながる行動を慎みましょう。

○多人数又は不特定の県外の方が参加するイベントや会合の自粛

県民だけが参加するものについては、感染防止対策を徹底して、実施してください。

○商店街やスーパー、公園などにおける感染拡大防止対策の徹底

混雑時を避けたり、入場制限をするなど、密集状態とならないようにしましょう。

○新しい生活様式の普及

感染防止対策は長期におよびます。できる範囲で次の事に心がけましょう。

- ・会話をする時や外出時にマスクを着用しましょう。
- ・帰宅時をはじめ、こまめに手洗い・うがいを行いましょう。
- ・人との距離を2m以上とりましょう。
- ・食事や会話をする時は、真正面での対面を避けましょう。
- ・大皿での食事やおしゃべりしながらの会食、多人数での会食を避けましょう。

など

お問い合わせは

【大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部】

大潟村役場住民生活課 TEL. 45-2114

大潟村診療所 TEL. 45-2333

大潟村保健センター TEL. 45-2613

【村内施設の対応】

◆制限が緩和される施設

○5月18日（月）以降、県民限定の使用で再開される施設

- ・ふれあい健康館

○5月18日（月）以降、村民限定から県民限定の使用となる施設

- ・村民センター（分館を含む）
- ・保健センター機能訓練室
- ・コミュニティ会館
- ・公民館
- ・漕艇場
- ・水上スキー場
- ・村民体育館（野球場・テニスコート等を含む）

◆現状どおり継続される施設

○5月31日（日）まで休館となる施設

- ・干拓博物館
- ・ホテルサンルーラル大潟

○県民限定で使用する施設

- ・多目的運動広場（グラウンドゴルフ場）
- ・多目的グラウンド（サッカー場）

○時間短縮で営業する施設

- ・産直センター潟の店（5月31日まで：午前9時から午後3時まで）
- ・ポルダー潟の湯（6月30日まで：午前6時から午後9時まで）

※カラオケなど一部ご利用できません。

◆イベントや会議などを実施する目安

県民だけが参加する場合のイベントや会議などを実施する際には、次の事に留意し、実施できない項目が多い場合は自粛を検討してください。

6月以降に実施する際にも参考にしてください。

- 屋内では100人以下で定員の半分以下の参加者を目安にしましょう。
- 屋外では200人以下で人との間隔（できるだけ2m以上）を確保しましょう
- 参加者はマスクを着用し、手洗いや消毒できる環境を用意しましょう。
- 多人数での会食はなるべく避けましょう。
- 人との距離を2m（最低でも1m）以上とりましょう。
- 体調の悪い方は参加を遠慮しましょう。
- 真正面での対面を避けて、会話や食事をしましょう。
- 食事では、大皿からの取り分けや調理器具等の共用を避けましょう。
- 感染に対する考え方は人それぞれ異なることに理解を示しましょう。
- 密閉空間での歌唱や大声の発生は控えましょう。

***** 適切な感染防止対策とは *****

○発熱者等の施設への入場防止

風邪症状や体調不良の従業員の出勤停止や来訪者の入場を制限します。

○3密（密閉・密集・密接）の防止

施設利用者の入場制限などで約2m間隔を確保し、換気を行い、密集する会議等は中止します。

○飛沫感染、接触感染の防止

こまめな手洗いとマスク着用、手指消毒や咳エチケットを励行します。

施設内の消毒を定期的実施します。

○移動時における感染の防止

混雑するバスや鉄道等の移動を避ける工夫や出勤制限、出張中止などを行います。

***** 相談・受診の目安が変わりました *****

軽い症状から急に悪化する症例が増えたことやPCR検査の要件を緩和することなどのため、37.5度以上という体温の目安が削除されるなど、目安が変更されました。次のような場合に、相談してから受診してください。

【必ず相談する場合】

- 比較的軽い風邪症状が4日以上続いた場合

【すぐに相談する場合】

- 比較的軽い風邪症状が何日か続いた場合
- 重症化リスクのある人、妊娠中の人がある場合
- 息苦しさ、強いだるさ、高熱などいずれかの強い症状がある場合

※重症化リスクのある人

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の有る人
- ・人工透析患者
- ・免疫抑制剤や抗がん剤使用者

◆相談先：あきた帰国者・接触者相談センター

土日祝日も対応しますが、対応時間にご注意ください。

- 24時間対応 TEL. 018-866-7050
- 午前9時～午後5時 TEL. 018-895-9176
- 午前9時～午後9時 TEL. 0570-011-567

新型コロナウイルス感染症支援策

*** 子育て世帯への支援策 ***

国では、子育て世帯の生活を支援するため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」を実施し、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給いたします。

また、村では、独自に「大潟村子育て世帯臨時支援金支給事業」を実施し、高校生以下の子どもをもつ保護者に対し、臨時支援金を支給いたします。

対象となる方（公務員を除く）には、案内通知を郵送いたしますので、5月29日まで返送してください。

◆村が実施する「大潟村子育て世帯臨時支援金支給事業」

対象者：高校生以下の子どもをもつ保護者（所得制限はありません。）

※5月中に出生・転入した場合も対象となります。

手続き：案内通知に、次の項目を記入し、必ず返送してください。

①受給希望の有無

②振込口座

◆国が実施する「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」

対象者：令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者

手続き：次に該当する場合は、村の手続きと一緒に返送してください。

①受給を希望しない場合

②児童手当受給口座を変更している場合

※公務員の方の手続きは、勤務先でご確認ください。

※対象者となる方で、通知が届かない場合は、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ：住民生活課 TEL. 45-2114】

*** 特別定額給付金 ***

国では、迅速かつ的確に家計への支援を行うために1人当たり10万円を一律に給付する特別定額給付金支給事業を行っています。

すでに、申請書類を郵送しておりますので、忘れずに手続きを行ってください。

【問い合わせ：総務企画課 TEL. 45-2111】